



令和4年度はばたく起業家応援事業費補助金（第2回）

【公募要領】

1. 事業の目的

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業に支障が出た創業5年以内の県内起業家に対し、販路開拓・拡大に係る資金補助、専門家による伴走支援及び応援サイトによる周知により、持続的な経済活動を支援することを目的とします。

本補助事業は、イベント出展、市場テスト販売、新たなサービスの開発等、新たな販路の開拓・拡大に向けた取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

2. 募集期間

令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）

3. 応募要件

(1) 本事業の補助対象者は、以下の①～⑥の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- ① 中小企業支援法第2条第1項で定められる中小企業者、または、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模事業者（製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下））であること。

※中小企業者の定義

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

※小規模事業者の定義

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※ みなし大企業（以下のいずれかに該当する企業）は本事業の補助対象外とします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ② 平成29年7月1日から令和4年6月30日までの間に応募者本人が中小企業、特定非営利活動法人その他の法人の設立または個人開業を行っており、自ら主体となって事業を営んでいること。
- ③ 本社および補助事業を行う事業所が福島県内に所在すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上げが減少していること。令和4年6月、7月、8月（以下「対象月」という。）の売上げが、平成31年から令和3年のいずれかの同月（以下「基準月」という。）の売上げと比較して30%以上減少したこと。
ただし、次のいずれかに該当する場合には、対象月の売上げが別表1に定める月の売上げと比較して、30%以上減少したこと。（以下「特例措置」という。）
(ア) 対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合
(イ) 令和3年8月2日から令和4年6月30日までに創業している場合
 ※基準月は対象月よりも前月であること。
- ⑤ 売上げを比較する月を含む事業年度の確定申告を行っていること。
ただし、創業1年未満の事業はこの限りではない。
- ⑥ 令和4年6月30日以前から事業を行っており、申請時において事業を継続していること。
- (2) 本補助金の採択者には交付決定日～令和5年2月にかけて、専門知識を持つ事業サポーターが補助事業の実施を促進するため、連絡、面談等により伴走支援をします。日程等は別途採択者に連絡いたします。

4. 応募の制限

3. の要件を満たす場合であっても、次に掲げる項目は対象外となります。
- (1) 応募者が暴力団等の反社会的勢力であるか反社会的勢力との関係を有している場合または反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合
 - (2) 宗教的又は政治的意図を有した事業
 - (3) 公序良俗に反する事業
 - (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）に基づく規制の対象となる事業等）
 - (5) 令和2年度スタートアップ起業家緊急支援事業「販促支援補助金」、「応援キャンペーン補助金」、または令和3年度はばたく起業家応援事業「はばたく販促支援補助金」の採択者は本補助金の対象外となります。

5. 補助対象経費、補助額等

- (1) 補助対象事業
 イベント出展、市場テスト販売、新たなサービスの開発等、新たな販路の開拓・拡大に向けた取り組みを補助対象事業といたします。
 例) 展示会への出展、チラシ・パンフレット作成、各種媒体への広告出稿、新商品の試作等
- (2) 補助対象経費
 補助事業実施のために必要となる経費のうち、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。別表2に補助対象となる経費・ならない経費を例示します。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
交付決定日以降、補助事業完了日迄に契約・発注・支払いを完了した経費
 - ③ 令和5年2月10日までに証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- (3) 補助額及び補助率
20万円を上限に、補助対象経費の2/3以内を補助します。
- (4) 事業実施期間
補助金交付決定の日から令和5年2月10日までとします。

6. 応募方法

- (1) 提出書類（正本1部）
- ① 事業計画書（別紙様式）
 - ② 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式）
 - ③ 役員一覧（別紙様式）
 - ④ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し）
 - ⑤ 納税証明書の写し（地方振興局より取得する、県税に未納が無いことを証明するもの）
※お住まいの地域により、該当する地方振興局が異なります。詳細は下記サイトをご覧ください。
「福島県 地方振興局 県税部」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu44.html>
※ 県税納税証明書の申請には、1通につき400円の福島県収入証紙が必要となりますので、あらかじめ最寄りの収入証紙売りさばき所等でお買い求めください。
 - ⑥ 登記簿謄本等
 - ・ 個人事業主の場合：「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（税務署に提出したものに限り）
 - ・ 法人の場合：「履歴事項全部証明書」の写し
 - ⑦ 令和4年分の営業状況がわかる資料（対象月の売上がわかるもの）
※令和4年6月、7月、8月の売上台帳等
（経理ソフトやエクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書きの売上台帳のコピーなど）
 - ⑧ 売上を比較する月（基準月）の売上がわかる資料

平成31年、令和2年または令和3年の6月、7月、8月の売上と比較する場合	ア	【法人の場合（A+B）】 平成31年、令和2年または令和3年の A：法人税確定申告書 別表一の写し B：法人事業概況説明書 1・2ページ目の写し （月別売上金額が記載されたページを含む）
	イ	【青色申告をした個人事業主の場合（A+B）】 平成31年、令和2年または令和3年の A：所得税確定申告書B第一表の写し B：所得税青色申告決算書 1・2ページ目の写し （月別売上金額が記載されたページを含む）
	ウ	【白色申告をした個人事業主の場合（A+B）】 A：平成31年、令和2年または令和3年の所得税確定申告書B第一表の写し B：平成31年、令和2年または令和3年の全ての月の売上がわかる台帳等

		(経理ソフトやエクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書きの売上帳のコピーなど) ※A確定申告書の「営業等」の金額とB売上台帳の1～12月までの金額が一致していること。
特例措置により令和4年3月、4月、5月、6月、7月の売上と比較する場合	エ	【A】 A:比較する基準月の売上がわかる売上台帳等 (経理ソフトやエクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書きの売上帳のコピーなど)
NPO法人や公益事業法人等の場合	オ	【A+B】 A:比較する基準月の売上がわかる書類(「ア」に準じる) B:NPO法人や公益事業法人等であることがわかる書類 (法人設立届出書、履歴事項全部証明書など)

⑨ 申請事業者の会社案内等

(2) 提出方法

郵送または持参により提出してください。

封筒等に「はばたく起業家応援事業費補助金応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先・お問い合わせ先

<p>◆ 提出先</p> <p>公益財団法人福島県産業振興センター 経営支援課 〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 ※ 令和4年9月30日(金) 17:00必着</p> <p>◆お問い合わせ先</p> <p>公益財団法人福島県産業振興センター 経営支援課 電話番号:024-525-4034 メールアドレス:sien@f-open.or.jp</p>

(4) その他注意事項

- ・ 事業計画書は、必要に応じて写真やイラスト、イメージ図等を挿入し、わかりやすく作成してください。
- ・ 記入漏れや添付漏れ等、応募書類に不備があった場合には不採択となることがありますので、御注意ください。虚偽の記載がある事業計画書は無効となります。
- ・ 同一者による応募は1件限りとします。
- ・ 応募書類及び添付書類等は返却しません。これら書類は本事業の審査にのみ使用し、厳正に管理します。

7. 審査方法

(1) 審査方法

審査会により書類審査を行い、応募者には10月中旬までに審査結果を通知します。

(2) 審査項目

書類審査における主な審査項目は以下のとおりです。

① 実現可能性

事業内容が具体的で、実現可能性が高い事業か

② 独創性・優位性

目標の達成に向けた、独創的で効果的な事業か

③ 妥当性

補助対象事業としての要件をみたした事業か

④ 収益性・継続性

新たな顧客の獲得や既存顧客からの売上拡大が期待できる事業か

持続的な効果が見込まれる事業か

⑤ 地域貢献度

地域の特性や資源、産品等を活用しようとする事業か

モデル的な事例となり、他の事業者への波及効果が期待できる事業か

⑥ 経費の適切性

事業費が明確で、事業の実施に必要な経費か

※下記ア～コのような、地域資源、地域産品の活用や地域課題の解決等に資する事業は加点の対象となります。

ア	震災復興関連	カ	地域交通支援
イ	地域活性化関連	キ	社会教育関連
ウ	まちづくり推進	ク	子育て関連
エ	過疎地域等活性化支援	ケ	環境保全関連
オ	買物弱者支援	コ	社会福祉関連

(3) その他注意事項

- ・ 審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせは受け付けませんので、予めご承知おきください。
- ・ 事業計画書作成及び送付にかかる費用は、応募者の負担となります。

(4) 審査結果

事務局において採択者の公表を行うほか、応募者全員に対して文書で採否の結果を通知します。

8. 採択決定後の手続き等

(1) 採択決定後の手続き

採択者は、別途御案内する手続きに沿って遅滞なく補助金交付申請を行ってください。

その際、事業内容や収支計画、経費等について修正をお願いする場合があります。

(2) 補助金の支払いについて

補助事業の完了後、15日以内もしくは令和5年2月17日のいずれか早い日までに、実績報告書等の必要書類を提出していただきます。当センターでは、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定し、精算払いにより補助金を交付します。

(3) 事業内容の公表について

事業内容や商品・サービス等を福島県が運営する創業支援関連サイト「ビズスタふくしま（スタふく）」等で紹介させていただきますので、その際はヒアリングや写真の提供等のご協力をお願いします。また、補助事業完了後に成果発表会等で発表いただく場合があります。

9. 当補助金の注意事項

当補助金の交付を受けた方は、補助事業完了後の5年間、事業業況の報告の提出が必要です。

10. スケジュール

募集期間	令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）17時（必着）
書類審査	令和4年10月上旬（予定）
審査結果の通知	令和4年10月中旬（予定）
交付申請書の提出	令和4年10月下旬（予定）
補助金交付額の決定	令和4年10月下旬（予定）
採択者説明会	令和4年11月上旬（予定）
補助事業の実施	交付決定の日～令和5年2月10日
事業サポーターによる支援	交付決定の日～令和5年2月
補助金交付	補助事業の完了後、15日以内もしくは令和5年2月17日のいずれか早い日までに、実績報告書等の必要書類を提出していただきます。 実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いにより補助金を交付します。

11. 事前相談先

本応募に伴う事業計画の検討、事業計画書の作成については、県内の以下の支援機関にもご相談いただくことが可能です。

なお、お問い合わせの際は「はばたく起業家応援事業費補助金の申請について」とお伝えください。

地域	施設名称	支援機関名称	お問い合わせ先
福島市	福島駅西口インキュベートルーム	NPO 法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構	024-525-4048
南相馬市	株式会社ゆめサポート南相馬	(株)ゆめサポート南相馬	0244-25-3310
南相馬市	相双ビジネスインキュベートセンター	NPO 法人相双NPOセンター	0244-22-8500
いわき市	いわき産業創造館 創業者支援室	(公社)いわき産学官ネットワーク協会	0246-21-7570
いわき市	いわきインキュベーションルーム (IIR)	いわきリエゾンオフィス企業組合	0246-35-1430
いわき市	TATAKIAGE BASE (タタキアゲベース)	NPO 法人 TATAKIAGE Japan	070-6952-6994
白河市	白河市産業プラザ 産業支援センター起業支援室	(一社)産業サポート白河	0248-21-7361
郡山市	郡山地域テクノポリス ものづくりインキュベーションセンター	(公財)郡山地域テクノポリス推進機構	024-926-0344
郡山市	co-ba Koriyama グロウイングクラウド	(一社)グロウイングクラウド	024-922-1377
会津若松市	會津商人館 (あいづあきんどかん)	NPO 法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構 (会津支部)	0242-23-7825
会津若松市	コミュニティステーション teco	NPO 法人 環境地域文化エナジー	050-5471-1062
西会津町	西会津町テレワークセンター	西会津町 商工観光課	0241-45-2213

別表 1

(ア)対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
平成29年7月1日から令和3年8月1日までに創業	令和4年3月、4月、5月のいずれかの月

(イ)令和3年8月2日から令和4年6月30日までに創業している場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
令和3年8月2日から令和4年3月1日までに創業している場合	令和4年3月、4月、5月のいずれかの月
令和4年3月2日から令和4年4月1日までに創業している場合	令和4年4月、5月、6月のいずれかの月
令和4年4月2日から令和4年5月1日までに創業している場合	令和4年5月、6月、7月のいずれかの月
令和4年5月2日から令和4年6月1日までに創業している場合	令和4年6月、7月のいずれかの月
令和4年6月2日から令和4年6月30日までに創業している場合	令和4年7月

別表2 補助対象経費（○：対象 ×：対象外）

経費区分	内容
出展料	○ 展示会、見本市、EC サイト、マルシェ等の出展費用 × 申請内容に関連性のない展示会への出展費用
装飾料	○ 展示会、見本市、マルシェ等の出展の装飾に係る費用 × 店舗、事務所内のリフォーム等による装飾費用
旅費	○ 展示会、見本市、マルシェ等の出展に伴う出張経費 ○ イベント開催時の講師、専門家、タレント等の交通費実費 × 鉄道運賃のグリーン料金、航空運賃のプレミアムシート料金等、普通旅客運賃以外の経費 × 自家用車又は社用車に係るガソリン代
印刷費	○ チラシ、パンフレット、ダイレクトメール等、販売促進に係る印刷費
賃借料	○ 販路開拓に係る機器（パソコン、プリンタ、タブレット等）のリース・レンタル費 ○ 講演会、会議等の会場・機材使用料 × 店舗、事務所、駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料・敷金・保証金等 × 個人所有の車両、パソコン等の借上げ費
通信運搬費	○ 展示会、見本市、マルシェ出展等に係る物品輸送費 ○ 郵便料、運送料、電話・通信料等（事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ） × 個人所有の携帯電話の電話・通信料等 × 事業期間内に使用しない切手購入費
外注費 （委託費）	○ 試作品等の作成委託費 ○ ホームページの作成委託費 ○ 販路拡大に係るマーケティング調査委託費 × 親族の会社にホームページの作成を委託する等
消耗品費	○ 新たな商品やサービスの提供に必要な物品購入費 （新商品の試作に必要となる原材料費 ※試作に使用した分のみ） × 自社の既存の商品やサービスに使用できる物品購入費 × 汎用性が高く、他の業務等に使用できるもの。（パソコン、タブレット、プリンター、カメラ、家庭用電化製品等） × 耐用年数が1年以上のもの × 取得単価が10万円（税込）以上のもの
その他諸経費	○ 広告出稿に係る経費 ○ 販売促進に係るノベルティ製作費 ○ 新型コロナウイルス感染防止対策用品費（フェイスシールド・マウスシールド、アルコール消毒液、アクリルパーテーション等） × オゾン発生器、空気清浄機等の電化製品 ○ 振込手数料、代引き手数料 ○ 新たな商品やサービスの提供に必要な資格等の取得に係る研修費 × 自動車、バイク等の運転免許など、本事業に限定されない資格・免許の取得に係る経費 ○ 理事長が必要と認める経費
※ 各経費区分にはそれぞれの調達に要する経費（運搬費等）を含む。	
【その他対象とならない経費の例】	
× 人件費全般	
× 火災保険、地震保険等の各種保険料	
× プリペイドカード（QUOカードなどの使い切りタイプ）、商品券等の金券	
× 飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用	
× 租税公課	

- × 商号の登記、会社設立登記、登記事項変更等に係る登録免許税
- × 定款認証料、収入印紙代
- × その他官公省へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
- × 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- × 支払に関する帳票が不備の経費
- × 他の事業との明確な区分が困難である経費
- × その他公金の使途として不適切と理事長が認める経費

※不明な経費については、(公財)福島県産業振興センター経営支援課（024-525-4034）までお問い合わせください。